

詳細決定！

◆10月20日 大阪開催◆

改正 中国特許法による日本企業への影響

～2009年10月1日 改正 中国特許(意匠)法・特許法実施細則の施行開始！～

講師

北京康信知识产权代理有限公司(KANGXIN PARTNERS,P.C)

顧問 元特許庁審判部長 審査協会主任 張長興 氏 / パートナー 高野博成 氏

※張氏のご講演は逐次通訳での開催です。

2009年10月1日より、改正 中国特許(実用新案・意匠)法及び特許法実施細則が施行されます。特許法及びその実施細則の改正は、発明創造の奨励、科学技術の進歩及び促進に対して重要な役割を担うのみならず、今後の日本企業の特許(実用新案・意匠)出願と後続手続きに多大な影響を及ぼすこととなります。

中国特許法は一体どのように変わったのか、それに対し、日本企業として中国出願はどう対応すればよいのか、その注意点などについて解説していただきます。

今回は、藤本昇特許事務所の中国提携事務所より、中国特許庁の元審判部長を講師として招聘いたしました。大変有意義なセミナーとなりますので、ぜひ多数ご参加ください！

特許・実用新案・意匠出願の日本企業への影響は？

- ・特許審査基準の質向上
- ・中国で完成された発明を外国で出願する際の処理方法
- ・意匠制度の改正
- ・特許出願の優先権及び分割出願
- ・遺伝資源に関する特許出願
- ・国際出願が国内段階に移行する際の新規定 …etc

【日時】 2009年10月20日(火) 13:30 ～ 16:30 [質疑応答を含む] (受付13:00～)

※張氏のご講演に関しましては、高野様による逐次通訳となります。上記お時間は、通訳を含めたお時間となります。

【開催会場】 ハートンホテル南船場 (大阪市中央区南船場2-12-22)

地図 <http://www.hearton.co.jp/minamisenba/map.php>

【参加費】 お1人様:5,000円

【お申込み方法】 下記にご記入の上、FAXください。

サン・グループ

藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ

株式会社パトラ宛 FAX:06-6271-7910

貴社名:	ご住所:〒
部署:	
役職:	TEL:
ご参加者名:	FAX:
合計: 名ご参加 (2名様以上でご参加の場合ご記入ください。)	セミナーチケットご使用枚数 (事前ご購入分のみ) 枚
参加費のお支払い方法のご希望 (チェックしてください✓)	お振込先:みずほ銀行 南船場支店 当座 0134402 ※上記指定口座にお振込みをお願いいたします。 ※お振込み手数料はお申込者ご負担でお願いいたします。
当日現金払い <input type="checkbox"/> ・ お振込み <input type="checkbox"/>	

*お振込みの方には、お申込み確認後請求書を送付させていただきます。*当日払いご希望の方には、セミナー当日に領収書をお渡しさせていただきます。

お問合せ:株式会社パトラ 担当: 亀井 TEL:06-6271-2383/FAX:06-6271-7910 /E-mail:patra@sun-group.co.jp

※ご記入いただいた個人情報、主催者のみが保管し、本セミナー関連業務、主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。